# 令和7年度ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

### 1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業業務

(2) 委託業務概要

進学や就職などを契機に県外に転出した首都圏在住の本県出身者のうち、25~35歳をメインターゲット\*に、都内での大規模交流イベントやテーマ別クロストーク等を開催することで、改めて本県と関わる機会や同世代とつながる機会を提供し、将来的なUターンを促進する。

※転職や結婚・子育て等のライフステージを考える25~35歳の層を設定

(3) 業務仕様

別紙「令和7年度「ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業業務委託仕様書(案)」 (以下「仕様書(案)」とする。)のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日 (火) まで

(5) 委託先選定数

1 者

### 2 見積限度額

34,325,000円(消費税及び地方消費税込み)

# 3 スケジュール

項目								日程		
質	問	書	の	提	出	其	朝	限	令和7年2月26日(水)17時00分	
質	問	書 に	対	する	□	答	期	限	令和7年2月28日(金)17時00分	
参	加	申 込	。書	き の	提	出	期	限	令和7年3月 3日(月)17時00分	
企	画力	是案	書	等 の	提	出	期	限	令和7年3月10日(月)17時00分	
書	面審	査 (	1 2	欠審了	蜇 )	結果	見 通	知	令和7年3月17日(月)まで	
プ	プレゼンテーション審査 (2次審査)						審査	令和7年3月19日(水)【予定】		
審	査	紂	i	果	$\mathcal{O}$	通	į	知	令和7年3月21日(金)以降	
契	約(	矣 補	者	ک O	仕	様	協	議	令和7年3月下旬以降	
契		糸	J		締			結	令和7年4月上旬以降	

## 4 プロポーザルに係る事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は、代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者要件についても同様に取り扱う。

- (1) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (5)募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと(国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)である者。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしている者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (7) 県税を滞納している者でないこと。
- (8)消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

### 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書(第1号様式)を以下により提出すること。

(1) 提出期限

### 令和7年2月26日(水)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、「12 担当課(問合せ先・提出先)」へ電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】「ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業」とし、送付した旨を当課に連絡すること。なお、電話による質問には応じない。

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、ふくしまぐらし推進課のホームページで<u>令和7年2月28日(金)</u> 17時00分までに公表します。

### 6 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、公募型プロポーザル参加申込書(第2号様式)を以下により提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

また、提出を行った場合は、その旨、「12 担当課(**問合せ先・提出先)**」へ電話にて連絡すること。

- (1)提出期限 令和7年3月3日(月)17時00分まで(必着)
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先 福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

### 7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書(第2号様式)の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

**令和7年3月10日**(月)17時00分まで(**必着**)

- (2) 提出書類
  - ア 企画提案書(任意様式でA4版とする)
    - ※仕様書(案)の内容及び下記9(5)の審査基準を踏まえ、効果的な事業実施に向けたポイントを端的に明記すること。
  - イ 見積書(任意様式、A4版)
  - ウ 事業者概要書(第3号様式)
  - 工 業務実施体制書 (第4号様式)
  - 才 担当者経歴書(第5号様式)
- (3) 提出方法及び提出部数

以下の方法で紙媒体又は電子データで提出すること。

- ア 紙媒体で提出する場合
  - ・正本1部、副本6部を持参又は郵送により提出すること。
  - ・持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までに行う こと。ただし、提出期限当日は17時00分までとする。
  - ・郵送の場合は、<u>郵便書留により、提出期限までに到着するように送付</u>する こと。
- イ 電子データで提出する場合
  - ・提出期限までに(2)ア〜オを1つのPDFファイルにまとめた電子データ を以下の方法で提出した上で、電話により送付した旨をお知らせください。

提出方法:作成した PDF ファイルを「ファイル転送サービス Giga File (ギガファイル) 便」にアップロードし、発行されたダウンロード用の URL 及びパスワードを電子メールで以下メールアドレスまで送信。(メールの送信から到達までにタイムラグがある場合があるので、余裕を持って提出すること。)

※提出先メールアドレス: ui-turn@pref. fukushima. lg. jp

※ファイル転送サービス Giga File 便: https://gigafile.nu/

(Giga File 便による提出ができない場合)

令和7年3月7日(金) 17時00分までに、電話024-521-8023に ご連絡ください。

- ・なお、提出期限については持参の場合と同様とし、<u>メールの到達をもって提</u>出がなされたものと見なす。
- ・CD-ROMやUSB等の電子媒体による提出は認めない。
- (4) 提出場所 福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

### 8 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書(案)に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 仕様書(案) の委託業務内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体 的な提案を行うこと。
- (2) 仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。

### 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- イ 提出書類に不備があった場合
- ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は 間接的に求めた者が提出した企画提案書
- エ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員) が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- オ 本募集要領に違反すると認められる場合
- カ その他、福島県があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

- (4) 費用負担
  - プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (5) その他
  - ア 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料 の提出を求める場合がある。
  - イ 提出された企画提案書等は返却しない。
  - ウ 本事業は、福島県議会における令和7年度予算の承認を前提としていることから、 予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。

### 10 プロポーザルの審査に関する事項

# (1)審査方法

### ア 1次審査

県が設置する「令和7年度ふくしま若者Uターン促進プロジェクトプロポーザル審査委員会」において、参加者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、2次審査対象者を選定する。

# イ 2次審査

県が設置する「令和7年度ふくしま若者Uターン促進プロジェクトプロポーザル審査委員会」において、2次審査対象者のプレゼンテーション審査(Zoom開催)を行い、業務委託予定者(単独随意契約の予定者)を選定する。

# (2) 審査基準及び配点(予定)

審査項目	   評価基準	配点
	,	,,_,,,,
1 事業目的の理解度	・事業目的に合致した提案であるか。	5
2 参加者募集	・想定する参加者数が確保できるような具体的	20
	な集客計画が提案されているか。	
	・LP や WEB 広告等を活用した効果的な集客手法	
	が提案されているか。	
3 都内での大規模交流	・福島の魅力を再認識し、参加者同士の交流を深	25
イベントの開催	めるための効果的な企画・運営方法が提案され	
	ているか。	
4 フォローアップ	・Uターンに向けて、本格的な検討や行動変容へ	20
イベントの実施	の動機づけにつながる効果的なイベントの建	
	付けや企画内容、運営方法が提案されている	
	カ。	
5 コミュニティ形成	・コミュニティ形成に関する効果的な企画や運	15
	営方法、運営体制が具体的に提案されている	
	か。	
6 運営能力その他	・業務全体の統制や人員配置、連絡体制等を含め	10
	企画内容を実施する体制等が適切か。	
	・適切な実施スケジュールが設定されているか。	
7 経費	・企画内容に対して妥当な見積額か。	5
	合 計	100

# (3) 最低基準

上記(1)アの1次審査及びイの2次審査において、上記(2)に基づき各審査 委員が審査した評点の合計点の6割を最低基準点とし、評点の合計が最低基準点に 満たない提案事業者は契約候補者としない。

### (4) 結果通知等

ア 書面審査(1次審査)の結果

すべてのプロポーザル参加者に対し、令和7年3月17日(月)までに審査結

果を通知します。

なお、<u>書面審査(1次審査)通過者に対しては、併せてプレゼンテーション審</u>査(2次審査)の開催日時を案内します。

イ プレゼンテーション審査 (2次審査) の結果 すべてのプレゼンテーション審査 (2次審査) 参加者に対し、<u>令和7年3月</u> 21日(金)以降、審査結果を通知するとともに、福島県公式ホームページ上 でも公表します。

#### (5) 契約の締結等

#### ア 仕様書の協議等

契約候補者が提出した企画提案書の内容について、契約候補者とふくしまぐらし 推進課で協議の上、仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に 示すものとする。

なお、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難 又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠 償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

#### イ 契約金額の決定

契約金額は仕様確定後、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

#### ウその他

契約候補者とふくしまぐらし推進課との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議する。

#### 11 公正なプロポーザルの確保について

- (1) 本プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 本プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の 本プロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書 等を作成しなければならない。
- (3) 本プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他の本プロポーザル参加者 に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 本プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

# 12 担当課(問合せ先・提出先)

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (本庁舎5階) 福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課 担当:阿部 電話 024-521-8023 FAX 024-521-7912

E-mail ui-turn@pref.fukushima.lg.jp